

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公開番号】特開2017-119665(P2017-119665A)

【公開日】平成29年7月6日(2017.7.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-025

【出願番号】特願2016-94588(P2016-94588)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

G 0 1 N 33/15 (2006.01)

G 0 1 N 33/50 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/06

A 6 1 Q 19/00

G 0 1 N 33/15 Z

G 0 1 N 33/50 Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月18日(2019.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

培養皮膚におけるバスケットウィーブ(Basket weave)角層形成を指標とする、肌状態改善用化粧料基剤のスクリーニング方法。

【請求項2】

前記バスケットウィーブ角層形成を、前記培養皮膚の断面の観察、又は前記培養皮膚の角層蛋白質の検出により評価する工程を含む、請求項1に記載のスクリーニング方法。

【請求項3】

前記肌状態改善が、角層水分量増加、皮膚柔軟性向上、肌色改善、成分貯留・浸透性向上、及びキメ改善からなる群から選択される、請求項1又は2に記載のスクリーニング法。

。

【請求項4】

水中油乳化剤型であることを特徴とする、肌状態改善用化粧料基剤。

【請求項5】

多価アルコールを含有することを特徴とする、請求項4に記載の肌状態改善用化粧料基剤。

【請求項6】

前記肌状態改善が、角層水分量増加、皮膚柔軟性向上、肌色改善、成分貯留・浸透性向上、及びキメ改善からなる群から選択される、請求項4又は5に記載の肌状態改善用化粧料基剤。

【請求項7】

請求項4～6のいずれか一項に記載の肌状態改善用化粧料基剤を肌状態改善成分として含有する、化粧料。